

心温かい人々が暮らす町

- にぎやかそ美波町 -

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の設置や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動の実施など、全国各地で取組を展開しています。

人権擁護委員をご存じですか？

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

昭和57年から全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設事業を実施しており、毎年6月1日前後に、全国各地の公共施設、デパートなどにおいて特設相談所を開設しています。

人権擁護委員の活動は主に3つです。

(1) 常設・特設の相談所等で人権相談に応じること

1. 常設相談

「みんなの人権110番」、「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」などの専用相談電話を設けているほか、インターネットによる人権相談の受付子どもの人権SOSミニレターの取組、外国人のための人権相談所の開設に取り組んでいます。

2. 特設相談

3. 子どもの人権SOSミニレター等があります。

(2) 国民一人一人の人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行うこと

人権擁護委員の日や、人権週間、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト、人権教室等を行っています。

(3) 人権侵害による被害者を救済すること

「人権を侵害された」という被害者からの申告等を受けて、救済手続きを開始します。人権擁護委員は、法務局職員と協力して、情報の収集、人権侵犯事件の調査、処理に当たります。また、当事者の主張や利害を調査し、事案の円満な解決を図ることも行います。

町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。

「心温かい人々が暮らす、にぎやかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことがまさに、“にぎやかそ”美波町づくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。